

# 松江市原子力発電所 環境安全対策協議会

# からの お知らせ

## No.45

令和7年3月1日

発行:松江市防災部原子力安全対策課  
☎55-5616 FAX55-5617

本市は、原子力発電の安全対策の推進と市民の皆さんのご意見を市の原子力行政に反映させることを目的に、松江市原子力発電所環境安全対策協議会を設置しています。令和6年12月13日(金)に開催した協議会の状況をお知らせします。



## 議題1 島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の設置に関する審査結果について

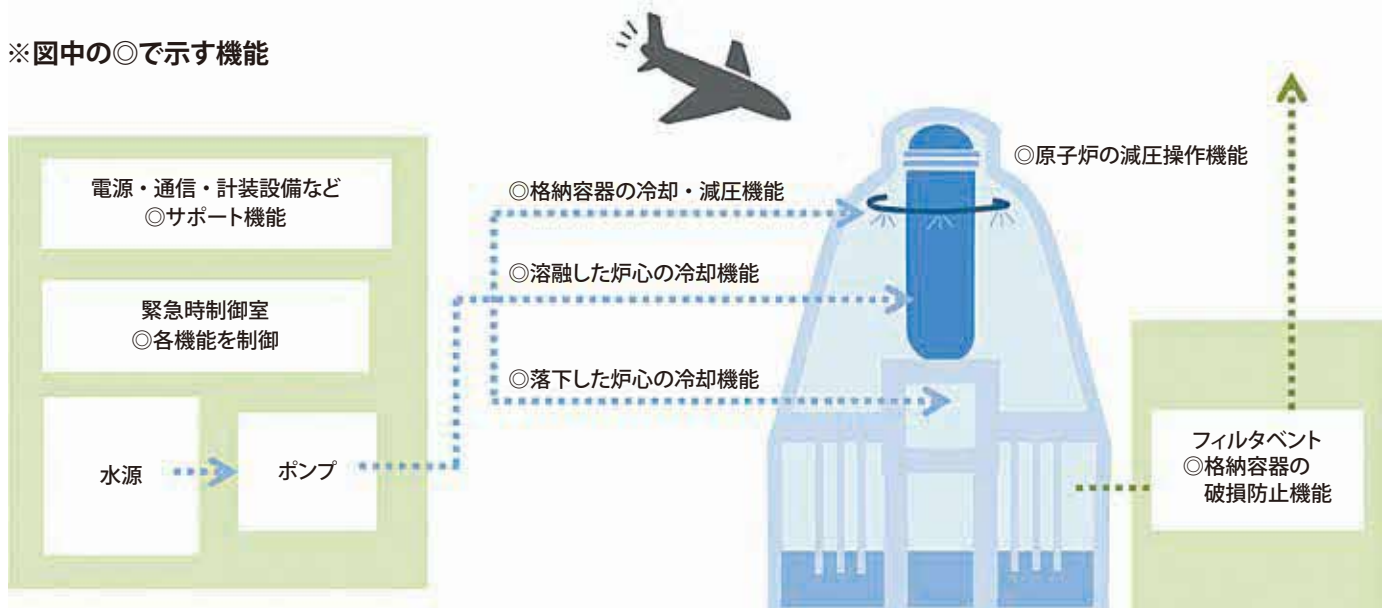
島根原発2号機の特定重大事故等対処施設等の設置については、平成28年4月に中国電力から本市に対して事前了解の申し入れがありました。この申し入れに対し、市としては、同年7月に国へ原子炉設置変更許可申請を行うことのみ了承しましたが、最終的な事前了解については、国の審査が終了した段階で、国から説明を受け、改めて判断することとしていました。

令和6年10月に、この島根原発2号機の特定重大事故等対処施設等の設置に関する、原子力規制委員会の許可が出たことを受け、原子力規制庁から、審査結果について説明を受けました。

### 特定重大事故等対処施設とは

意図的な航空機衝突などの状況に備えて、重大事故等への対策として用意している可搬型設備などに加え、信頼性を更に向上させるためのバックアップ対策として設置することを求めている施設。格納容器の破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するために必要な機能(※)を持つ。

※図中の◎で示す機能



◎各機能の詳細は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」を参照  
<https://www.nra.go.jp/data/000382455.pdf>  
(第42条(特定重大事故等対処施設)2号関係の解釈)

出典:令和6年12月13日松江市原子力発電所環境安全対策協議会資料1を基に作成

## 協議会での主な意見、質問などの概要

**委員:** 特定重大事故等対処施設の設置期限を新規制基準施行から5年以内から工事計画認可後5年以内としたのは規制を緩めたということではないのか。

**説明者:** 特定重大事故等対処施設とは、新規制基準の本体の設備に対して、それ以上の地震・津波対策、設備の対策などを要求しているため、詳細設計を確認してから、さらに安全性の高いものを入れていくことになり、本体の設備の工事計画認可が出てからでないと審査できないためである。

**委員:** 外部の支援がなくても7日間持ち耐えるということの、基準の根拠は。

**説明者:** 福島第一原子力発電所事故の教訓と反省を踏まえた新規制基準をつくるにあたっては、事故の際、どういうことが起きたのかというのを確認し、電源、燃料などやはりしっかりと備えるべきところは多めにでも備える必要があるということで、3日という案も最初はあったが、それだと少な過ぎるし、もし足りなかった場合には問題が出るということも踏まえて7日とした。

また、6日目までに支援が受けられる体制を整えることも要件の中に課しているということも踏まえて基準をつくっている。



## 中国電力への事前了解の回答および関係省庁への要請活動

島根原発2号機の特定重大事故等対処施設等の設置に関する事前了解の申し入れについて、本市では、安全対策協議会や市議会での意見を踏まえ、了解することとしました。

中国電力には、特定重大事故等対処施設等の設置に係る設計及び工事の計画の認可や原子炉施設保安規定変更認可の申請をする場合には、適時、市および市民に対して丁寧な情報提供を行うことや、原子力安全文化の育成及び維持に不断に取り組み、市民の安心・安全を最優先に安全対策に万全を期すことなどの要請を添えて回答し、原子力規制委員会に今後の工事計画などの認可申請の厳格な審査などを要請しました。



〈中国電力への回答〉



〈原子力規制委員会への要請〉

### 協議会議事録の閲覧先など

松江市原子力発電所環境安全対策協議会の開催結果は、本市ホームページにて掲載しています。  
市ホームページはこちら➡

